

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

### 仮徴収(4月・6月・8月の年金天引き)が

### 始まります

#### ◆対象となるかた

年額18万円以上の年金を受給しているかたで、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えないかた  
また、国民健康保険の場合、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

#### ◆仮徴収の金額

・平成29年2月現在、特別徴収となっているかた  
↓平成29年2月の天引き額と同額

・新たに特別徴収の対象となつたかた

↓前年度保険税(料)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を送付します)

平成29年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険税(料)を

10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができます。取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課またはさしま窓口センターへ申し出をしてください。引き続き年金からの天引きを希望されるかたは、手続きは不要です。

#### ■お問合せ

保険年金課

・国民健康保険

内線 1125

・後期高齢者医療保険

内線 1122

八坂公園と逆井城跡公園を桜の開花にあわせて午後10時までライトアップします

# 第8回 坂東 さくらまつり

## 4月8日(土)9日(日)

午前10時～午後4時

逆井城跡公園・岩井公民館駐車場  
2会場で同時開催

■お問合せ 坂東さくらまつり運営委員会事務局(観光交流課内) ☎0297(20)8666